

松本市教育委員会告示第12号

史跡弘法山古墳調査委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年9月19日

松本市教育委員会

史跡弘法山古墳調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡弘法山古墳の再整備に向けた適切な調査、保存活用方法等について検討するため、史跡弘法山古墳調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 調査方針及び方法の検討に関すること。
- (2) 調査結果の整理、報告及びその学術的な評価等の検討に関すること。
- (3) 保存、活用方針等の検討に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月19日から施行する。